



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月26日火曜日 第1342号外2

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例.....	1
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の 数に関する条例の一部を改正する条例.....	1

条 例

○愛媛県条例第32号

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例

愛媛県議会議員の報酬月額、県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同項に定める額とする。

附 則

- この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- この条例は、平成15年4月29日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第33号

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第90条第3項」を「第90条第1項」に、「52人」を「50人」に改める。

第2条中「第15条第7項」を「第15条第8項」に改める。

別表宇和島市選挙区の項議員数の欄中「3人」を「2人」に改め、同表八幡浜市選挙区の項同欄中「2人」を「1人」に改める。

附 則

- この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例施行の際現に愛媛県議会議員の職にある者については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

